

国立大学法人東京海洋大学の中期目標の変更について

国立大学法人東京海洋大学の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、文部科学大臣から提示がありましたので公表します。

平成18年3月30日

国立大学法人東京海洋大学
学長 高井 陸 雄

<変更の概要>

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うため。

国立大学法人東京海洋大学の中期目標新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 3 人事の適正化に関する目標 教育研究の活性化のため、教職員の採用は国籍や性別等を問わず幅広く人材を求め、そのための公平で一貫性のある採用を目指す。	Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 3 人事の適正化に関する目標 ① 同左 ② 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。	総人件費改革に伴うものである。